

# 「化学物質と私たちの暮らし」

講師は、学生時代にミツバチの研究をしていたという埼玉県環境部大気環境課の小川政彦氏です。放射能についてお詳しいのではとお聞きしたところ、測定のみで、問合せ対応は危機管理部の担当だそうです。

【県政出前講座より】

1. 化学物質とは
2. P R T R制度と県条例
3. 埼玉県の取組み

についてお話していただきました。

アルコールも塩も身近な化学物質と、わかりやすい例で化学物質が便利な生活をもたらしたこと、その有害性やリスクについては、“檻（適正管理）のなかのライオン（危険）”に例えてお話されました。要は、使用量や使い方次第ということなのですね。

P R T R制度は、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どこからどれだけ排出されているかを知るための仕組みです。埼玉県は[生活環境保全条例]で対象物質の数や、取扱量、工場管理や環境保全の取組、立入指導権限などP R T R法より厳しい基準をもうけて排出量低減に取り組んでいます。家庭からの排出量が横ばいで減らないそうで、私たちの努力も必要と反省しました。



また、県は排出削減のために、事業者や県民への取組をしていて、特に事業者の説明と、住民の意見交換の場として《環境コミュニケーション》を推進しているそうです。このような取組があることを知らなかったのですが、ぜひ参加してみたいと思いました。他にも、出前講座・セミナー・パンフ

レット・ホームページでの情報提供などがあります。利用していきましょう。

## 【質問コーナー】

Q 1 : 環境省のP R T R法では有害化学物質と表示されているのに、埼玉では有害と表示されていないのはなぜですか？

A 1 : 化学物質は、有害な物だけではないからです。

Q 2 : 環境コミュニケーションに参加する住民の募集はどのようにされるのですか？

A 2 : 事業所の隣接の自治会役員や関係者が主です。

Q 3 : 取扱や、製造をしていなくても化学物質が排出される寄居のごみ焼却場（資源循環工場）などの排出量は把握しているのですか？

A 3 : ダイオキシンのみの把握です。非意図的に排出される物質だからです。

(報告：轟 涼)

# 「暮らしを脅かす有害物質はいらない」

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議  
事務局長 中下裕子さん



## はじめに

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議（以下、国民会議）は1998年9月に158名の女性弁護士の呼びかけで、学者・医師・作家・法律家など、50名の発起人と共に設立したNPOです。物言えぬ野生生物と未来の子ども達に成り代わって、具体的な政策を提言し、ダイオキシン・環境ホルモン汚染の危機を回避する目的で活動を始めました。一番最初にダイオキシン汚染に着目し、緊急対策提言を発表しました。他にも「循環型社会基本法」（仮称）の立法提言、土壌汚染対策法案に対する意見書・NGO共同声明、容器包装リサイクル法の改正提言、「子ども環境保健法」（仮称）の立法提言など、多岐に亘る活動を行っています。また、国民会議は化学物質から身を守るためのブックレットを8冊発行しています。

## 化学物質に関する現行法の問題点

### 1. 指令塔なき省庁縦割り

化学物質に関する規制や法律は沢山ありますが、省庁が縦割りであるため充分機能していない。

### 2. 化学物質の影響を受ける国民や生態系の立場に立っていない。

### 3. 複合影響の評価の欠如はリスクを過少評価する恐れがある。

私たちの体の血液の中には50～100位の化学物質がある。

#### 例1. ネオニコチノイド系農薬

1990年代に使われ始めた農薬。毒性はアセチルコリン受容体に結合するニセ神経伝達物質で、子どもの発達への影響が懸念されている。人の記憶にも影響を与える。根から吸い上げて茎や葉に上り、虫の神経毒があるので、ミツバチの大量死の原因と言われている。

例2. シックハウス・化学物質過敏症対策として、厚生労働省が「室内空気中の化学物質濃度の指針値を設定した。13物質の代替化は進んだが、ホルムアルデヒドは削減されてもネオニコチノイドが使用されるようになったり、他の未規制のVOC（揮発性有機化合物）の使用が増大している。化学物質過敏症対策は進んでいない。

例3. 「有害家庭用品規制法」の指定物質は20種のみで、製品としての安全性がチェックされていない。消臭・芳香剤、抗菌・除菌製品など、成分表示が義務付けられていないものが多い。有機リン化合物、有機フッ素化合物、ナノ物質など、毒性がわかっていないものも少なくない。おもちゃには表示がない。

#### 例4. 表示が所管法令ごとにバラバラ

合成洗剤を例に取ってみると、P R T R登録名、医薬部外品、化粧品、洗濯用、一般名でそれぞれ名称が違い、一般消費者にはとても判りにくい。

#### 「化学物質政策基本法」の必要性

以上のようなことから、国民会議と有害化学物質削減ネットワークが中心となって「ケミネット」を結成し、「化学物質政策基本法」制定への取り組みが始まりました。ケミネットが提案する「基本理念」

- ① 化学物質の総量削減
- ② 「ノーデータ・ノーマーケット」原則
- ③ 化学物質の影響を受けやすい人々や生態系への配慮
- ④ 化学物質のライフサイクル管理
- ⑤ 予防原則
- ⑥ 代替原則
- ⑦ すべての利害関係者の参加
- ⑧ 国際的協調

ケミネットが提案する「化学物質政策基本法」のイメージは下の図です。個別法を整備した上で「化学物質安全委員会」を設置し、国民の健康と環境を守るという中立・公正な独立組織が必要だと考えます。

ケミネットの呼びかけに賛同した団体・個人が60,000筆の署名を集め、昨年国会に提出しました。その後、民主党が政権を取り、プロジェクトチームを作り基本法（案）も出来ましたが、経済を優先する動きもあって厳しい状況です。今後もあきらめずに活動して行きます。皆さんも活動に参加してください。

#### おわりに

環境中の化学物質による次世代の子ども達への負荷は年々増加しています。現行の化学物質管理制度ではこれらの被害を食い止めることはできません。東電福島第一原発の事故を教訓として、人と生態系が共存できるような化学物質の利用を確保する制度を市民・NGOの力を結集して化学物質政策基本法を制定させましょう。

(報告：田中輝子)

